

○総務省告示第五百二十四号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六第一項第二号、第二項第五号及び第三項第五号並びに別表第三号17(1)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第四百五十三号（携帯無線通信の中継を行う無線局の送信装置の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣 川端 達夫

第一項第一号(1)ア中「八九五MHz以下」を「八九〇MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz以下」に改め、同アの表の注中「一、〇〇〇MHz未満の周波数において」を「送信する電波の周波数が八六〇MHzを超え八九〇MHz以下のものにあつては、一、〇〇〇MHz未満の周波数において」に改め、同号(2)ア中「八五〇MHz以下の」を「八四五MHz以下の」に改め、同(2)中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 送信する電波の周波数が九〇〇MHzを超え九一五MHz以下のもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値

一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 三六デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(八六〇MHz以上八九〇MHz以下を除く。)	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 三六デシベル以下の値
八六〇MHz以上八九〇MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一) 四〇デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一) 三〇デシベル以下の値

第一項第二号(1)ア中「八九五MHz以下」を「八九〇MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz以下」に改め、同アの表の注中「一、〇〇〇MHz未満の周波数において」を「送信する電波の周波数が八六〇MHzを超え八九〇MHz以下のものにあつては、一、〇〇〇MHz未満の周波数において」に改め、同号(2)ア中「八五〇MHz以下の」を「八四五MHz以下の」に改め、同(2)中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 送信する電波の周波数が九〇〇MHzを超え九一五MHz以下のもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一) 三六デシベ

一五〇kHz以上三〇MHz未満	ル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（八六〇MHz以上八九〇MHz以下を除く。）	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値
八六〇MHz以上八九〇MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（二）四〇デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上一二・七GHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル以下の値

第二項第一号(1)ア中「八九五MHz以下」を「八九〇MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下」に改め、同号(2)ア中「八五〇MHz以下の」を「八四五MHz以下の」に改め、同(2)イ中「一、四二七・九MHz」を「九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHz」に改め、同項第二号(1)ア中「八九五MHz以下」を「八九〇MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下」に改め、同号(2)ア中「八五〇MHz以下の」を「八四五MHz以下の」に改め、同(2)イ中「一、四二七・九MHz」を「九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・

九 MHz」に改める。

第三項中「無線設備の」を削る。